

国際結婚をした日本女性の生活史 — ハワイ州オアフ島在住米軍人の妻 —

坂岡庸子

The Japanese Women's Life History after International Marriage — The Servicemen's Wives on the Oahu Island of Hawai'i State —

Yoko SAKAOKA

【要約】本論文は1999年の調査時点に米国軍人と国際結婚をしてハワイ州オアフ島に居住している日本人妻19人の生活史について分析したものである。調査対象者は1925年生まれから1973年生まれの女性でほぼ半世紀の時間差がある。

居住先のハワイ州はわが国の移民史という視点からは、日系人独自の歴史を持つ地域である。また、米国軍人の国際結婚はいわゆる戦争花嫁として、移民で成立したアメリカ合衆国においても独自の地位を占めている。最初に米国も主としてハワイにおける日本人移民史と戦争花嫁法の成立経過を概観した。

結婚という個人的な選択が国境を越えた行為となる時、その背景にある近代国家の国策史や社会史と個人史が関連して形成される独自の価値観が生成されるという仮説をたてて、戦前の教育を受けた層と戦後の教育を受けた層で、定位家族や夫婦・親子関係などに差があるという知見を得た。この仮説を一層精緻にするために必要とされる実証的な作業課題を含め、更なる研究課題を提示した。

【キーワード】 international marriage, war bride, life history

序

日本が近代国家となり産業社会になる過程で、国民は労働力として、また軍事力として国内・外の移動を体験してきた。高度経済成長期を経た現在、労働力移動は海外への転勤も含めて日常的なありふれた行為になってきている。軍事力としては、戦後、戦争権の放棄により1999年調査時点では、PKOを除く海外派兵は行われていない。しかしながら、海外からのわが国への派兵は、日米安全保障条約の下、日本国内基地に在留する米軍人として行われており、この関係は第二次大戦後一貫して継続している。

人が移動することにより家族や親族関係、地域集団などの社会関係や生活構造、最終的には価値観や規範がどのように変容するのかというテーマを、炭鉱労働者、沖縄糸満系漁民、ダム水没予定地の移住者の3調査を通して、主として生活史の聞き取りによる研究を行ってきた。

共通して言えることは、移動のプッシュ要因およびその結果に関しては、当該時代の社会的背景と国策が直接的に影響している事と、それにもかかわらず、個々の事例に見られる固有性はその集団が維持している文化（価値観）であり、最終的には個人意志決定および選択に依拠していた。この結論からさらに次のような新たな仮説が導かれた。移動のプッシュ要因である集団文化の固有な価値観は、移住先での定住過程において、定住先に同化していく際に変容され、新たな社会関係のもとで独自の価値観が生成される。

3事例のうち、石炭は我が国のエネルギー源として一時期国家管理が行われるほど国策と合致した産業であったし、ダム建設による移住者も国策による強制移住者である。唯一生業の漁業従事による自発的な海上の移動者である糸満系漁民も、漁業技術を活かして沖縄県外へ定住し、さらに我が国の太平洋諸島侵略に伴い海外にも移住したが、敗戦後は1972

年5月まで続いた米国による沖縄統治のため、国外や国内の定住先から沖縄県に引き上げて生活を再度築き直すなど、国策に翻弄された人生を送っている。

ハワイ大学社会科学科での短期在外研究（1999年4月－7月・3ヶ月間）の当初目的は、家族生活や労働について日系女性と米国女性の比較研究であったが、予備知識として学習した移民史や合衆国におけるエスニシティの授業¹⁾を受けているうちに、合衆国における日本人やアジア人の地位と米国文化への同一化に関心が移っていった。

国際結婚にいわゆる戦争花嫁のケースがあることを知り、糸満系漁民と類似の移動特性すなわち結婚という個人的な動機づけによる海外移住でありながら、日米安全保障条約という国際関係および国策と緊密に関係している類似性に着目した²⁾。さらに、米軍人の妻かつ日本国籍者としてオアフ島に居住している女性と面接調査ができ、海外での生活の適応、言葉の問題、夫とのコミュニケーション、子育てなどの面接調査を通して、日系として米国に帰化・定住している家族や、帰国を前提とした企業・官庁の駐在家族の生活課題および、日本の同世代女性の職業体験とは異なる課題や体験があることがわかった。

本稿では、主として文献資料からまとめたハワイにおける日系の移民史概略および合衆国の戦争花嫁の歴史的経緯と、現在も継続しているハワイ・オアフ島在住米国籍軍人の日本人妻との面接調査およびアンケート調査結果の概要と今後の研究課題について論述する。

1章 アメリカ合衆国における日系移民の歴史

1 移民という用語

移民という用語で表現される事は、日本から外国へ出て行った日本人である。満州移民や北海道移民のように、国内でも集団的な移動があった場合移民という用語が使われる時があるが、この場合は、移住の意味の要素が強い。移民は、国を背負って他国に正式なルートで移住する場合を想定する。留学前、研究課題を英訳する時、出国・入国の意味から移民を考えると、emigrants/immigrantsの訳語と日本語が合致していないことに気づいた。正確な英語では、日系人は日本の側からは Japanese

emigrantsであり Japanese immigrants ではない。移民とは、受け入れ国からの発想であるにもかかわらず、日本人は出国民を移民と言っている。

人の属性の絶対要件に出自を根幹に据える我が国の伝統的な社会通念が、この用語の使用の仕方に現れている。そうまでして、日本人である事に固執させられる反面、去る人は日々に疎しで、海外移民が同朋からは棄民と同列に扱われている歴史もある。この壁に気づいた糸井照子³⁾は、我が国の移民史の思想的な背景を分析しているが、移民の国である合衆国では、1908年から1932年までの国政調査局の定義では、immigrantsは、永住目的の米国への入国外国人、emigrantsは、合衆国に滞在していたが永住目的で外国に米国から出国する外国人であるとされ、米国人は移民の定義からはずされている⁴⁾。

日米の国家の成り立ちの相違が、この定義によく現れている。また、この期間、米国では中国人から始まった黄色人種の移民排斥が、アングロサクソン系以外のヨーロッパ人への排斥や差別にまで波及してきた時代である。社会背景には移民が持ち込む多様な価値観や行動は社会秩序を脅かし社会不安をかきたてたこと、さらには安価な労働力を必要とする経済の論理と、米国に既得権を得ていた労働者階級の対立があった⁵⁾。

日本の移民の定義は、明治29年（1897年）の移民保護法によると、「労働に従事するの目的を以て清韓両国以外の外国に渡航する者及其の家族にして之と同行し又は其の所在地に渡航する者」⁶⁾であり、基本的には労働出稼ぎで、外国人になることや永住を前提に移民を考えていない。わが国は鎖国が解かれたばかりであり、また、19世紀から20世紀の後半までは、先進諸国も国際移動の視点で出国民や移民の生活を考えておらず、国際結婚となると国籍法に加えて婚姻法も関連し、各国間の一貫性のなさが無国籍児者を産出してきており、この問題は父系血統主義の強い日本では、国籍法の改正が行われても、なお未解決の課題を残している⁷⁾。

2 ハワイ国から始まった日本の海外移民

徳川幕府が開国を迫られた原因の発端は、日本沖合での米国の捕鯨業であった。水などの補給や休息地としてハワイ国が利用されていたが、便利な日本に目をつけたのが、黒船による開港であった。

当時、ハワイ国はハワイ人が統治する王政国家であった。ハワイ人の人口減少によりサトウキビプランテーションの労働力が不足し移民の対策を講じていた。開国と同時に日本に移民労働者を要請し、徳川幕府との契約が結ばれ3年間の出稼ぎ労働希望者が募集された。徳川幕府とハワイとの契約でサトウキビ労働者の不足を補うための3年間の出稼ぎ労働であった。維新による政権変換でこの契約の継続が不確実になるとみるや募集人は出国を決定し、結果的には密航者として153人がハワイに行った。かれらはハワイ移民史中「元年者」と言われている。契約が終了する1870年日本政府は移民全員を日本に連れ帰る考えで委員を派遣したが、帰国希望者はわずか40人で残りは米国本土に行く者、あるいはホノルルに出て農業以外の仕事につく者も現れた。以後17年間、日本側からは移民を送っていない。

1885年1月官約移民が始まる。移民は日布労働移民条約や翌年1月締結の航海条約に保護される。1894年まで、27回の航海で2万9037人が官約移民として出国する。93年には、白人のクーデタにより、契約の相手方であるハワイ王朝は消滅する。移民による年平均200万円の送金は莫大な金であり、移民斡旋業の民営化にいたる。同年4月移民保護規則を制定し、移民会社の監督や移民の保護を行う。これ以後、プランテーションと移民の私的契約となる。

1898年ハワイ国は米国に合併される。1900年から、日本人の契約移民は入国できなくなった。ペストが流行したため日本政府も移民を禁止したが、1901年再開される。米国本土に転出する者が多く、1907年ハワイ入国日本人の本土への移住は禁止される（移民法の改正）。これを受けて1908年日本国も呼び寄せ（妻子や親族など）以外の移民を禁止した⁹⁾。米国の1924年の移民法は65年まで継続する移民制限法であったが、日本人には「排日移民法」として知られている。「市民権を得る資格のない外国人」は移民になれないと13条c項で規定されたアジア人に日本人も含まれる事になった。中国人に対しては排斥法が1882年に、他のアジア人には1917年の移民法で移民禁止が施行されていた⁹⁾。定住化が進むと、子どもの二重国籍状態では日本の兵役法への対応が煩雑である事と、米国への同化や市民権要求を円滑に推進するためにも日本国籍離脱を要望する日本移民が多くなり、排斥法が施行された1924年、日本は父系血統主義を変えることなくこれ以後の出生児の日本国籍離脱を目的として、国籍法を一部改正し、日系移民の子どものアメリカ国籍一本化への道を開いた¹⁰⁾。

日本人排斥理由のうち、日本人の問題点として米国が指摘した事¹¹⁾は、出生児数が多いため日本人人口が急増する事に対する警戒と、日本人の文化的に

表1 合衆国における日本人の実数と地域別比率 1900-1990年

Year	U.S. Including Hawaii & Alaska	Continental U.S.	West Coast States	%	California	%	Hawaii	Alaska
1900	85,716	24,326	18,269	75.1	10,151	41.7	61,111	279
1910	152,745	72,157	57,703	80.0	41,356	57.3	79,675	913
1920	220,596	111,010	93,490	85.1	71,952	64.8	109,274	312
1930	278,743	138,834	120,251	86.6	97,456	70.2	139,631	278
1940	285,115	126,947	112,353	88.5	93,717	73.8	157,905	263
1950	326,384	141,773	98,310	69.3	84,956	59.9	184,611	N.A.
1960	464,368	260,195	178,985	68.8	157,317	60.5	203,355	818
1970	588,324	369,755	259,456	70.2	213,277	57.7	217,715	854
1980	700,974	459,631	323,351	70.4	261,822	57.0	239,748	1,598
1990	847,562	598,010	393,405	65.8	312,989	52.3	247,486	2,066

SOURCE: Adapted from Kitano (1969, pp.162-164); Thomas (1952, p.575); U.S. Bureau of the Census (1973, Table 1; 1983, Table 62; 1993, Table 253). 著者注：%の数値はContinental U.S.人口に対する比率である。

米国に同化しない点であった（日本人学校創立・日本から主要宗派の僧を派遣させて寺院を建立，写真婚¹²⁾などの方法をとっても日本女性を呼び寄せ日本人と結婚する）。

米国およびハワイでの日本人人口の変遷を表1に示す¹³⁾。ハワイが米国の国勢調査の対象となった1900年から1990年までの期間である。国勢調査は1790年から開始されたが，人種別の項目で日本人が出てくるのは1870年からである。年毎に掲載される人種とそうでない人種と入れ替わりが激しいが，日本人は必ず出てきている。1990年はアジアまたは太平洋諸島人の項目に分類されている¹⁴⁾。

2章 戦争花嫁法 (the War Bride Act)

戦争花嫁とは、『第二次世界大戦，朝鮮，ベトナム戦争中，または，その結果外国に進駐あるいは派兵されたアメリカ軍人と結婚または婚約した非アメリカ人移民である』。合衆国にきた戦争花嫁は，イギリス，イギリス以外のヨーロッパ，アジア系の3種に大別される。

当初，米軍当局は戦争花嫁を歓迎していなかった。理由は，結婚の永続性への疑問と軍務がおろそかになることであった。第一次世界大戦終了後，外国女性とアメリカ軍人の結婚8000組のうち6400組が継続しており，軍も恋愛や結婚を不可避な出来事として受容せざるを得なくなった。戦争花嫁は，最初は秘密裏に，次に連邦議会の立法によってアメリカ合衆国に入国し，国籍取得を行った。

秘密裏に合衆国に入国したのは，主としてイギリスの女性たちであり，1943年から始まった。傷痍軍人や捕虜（米国・敵国）たちと一しょに軍用船で運ばれた。44年までは，下級兵士の帰還方法は費用のかかる民間船か軍用船を選択させられていたため，戦後この事実が明らかになった時，一般人を優遇したということで抗議がなされた。当時，戦争花嫁は，入国ビザが発行されるだけで，国籍取得のプロセスは移民と同様であった。唯一の優遇措置は移民割り当て法の数の中には入れられない事であった。ただし，子供については，アメリカ国籍を持つ父親が21歳以上でかつ10年間アメリカに住んでいれば，自動的に合衆国の国籍が取得できた。

最初に1945年12月28日公法271号で戦争花嫁法が成立した。内容は，戦争花嫁の夫が軍隊に勤務したり，名誉ある除隊をしていた場合には，その配偶者と未成年の子供は，ビザなしで入国でき，3年間の間に市民権を申請すれば，健康診断がパスすると，市民権が得られるというものであった。ただし，1つ問題が残った。外国人の婚約者および女性軍人の婚約者の処置である。公法471号で婚約者法が1946年6月29日に成立した。内容は，婚約者たちに3ヶ月間の一時滞在ビザを発行して，この間に結婚した者は，市民権が得られるということであった。結婚が成立しなかった場合は，大半の婚約者に出国命令が出され，必要に応じて500ドルが帰国費用として支給された。この法律は18ヶ月間有効であった。

アジア人については，1924年の東洋人排斥法のため，1952年6月27日マッカラン・ウォルター法が成立して，性と人種のバリアが除かれるまで，困難な問題があった。1882年中国人排斥法により早い時期から移民が禁止された中国人は，1943年，連合国の一員として対日戦線を戦う中国人のために公法199号マグナソン法が成立して年間105名の移民が認められたが，実際に戦争花嫁が市民権を獲得したのは，この割り当てから戦争花嫁は除外されるという法律が通過した1946年8月9日以降の事である。6000人の中国人戦争花嫁の大半が中国系米国軍人と結婚した。

イギリスからの戦争花嫁・花婿・子供については，1946年6月までに，30隻の船で6万人運ぶ計画が立てられた。最初の公的なイギリスからの出港は，1946年1月26日で，452人の戦争花嫁，うち30人が妊婦，173人の子供，1人の花婿であった。最年少者は16歳で18ヶ月の娘を連れていた。最年長者は40歳で前夫との17歳の娘を連れていた。7万人の戦争花嫁がイギリスからきたが，大半が下の中の階層，14歳までの教育歴で平均年齢24歳であった。他国の移住者のようにイギリス人どうしで固まって生活することはなく，言葉の障壁がない分自由であったが，故国との絆は強くアメリカ社会との完全な同化はみられない。

敵国であったドイツやオーストリアでは，連合国軍は戦争花嫁に対して警告を出していたため，戦争中にはほとんどいなかった。45年4月の占領に伴い，

表2 日本人入国者数(性別) 1950-1960年

Year	Male	Female	Total	Female
				Immigrants as % of Total
1950	16	29	45	64.4
1951	45	161	206	78.2
1952	153	4,581	4,734	96.8
1953	198	2,291	2,489	92.0
1954	685	3,377	4,062	83.1
1955	708	3,435	4,143	82.9
1956	1,342	4,280	5,622	76.1
1957	765	5,357	6,122	87.5
1958	868	5,559	6,427	86.5
1959	810	5,283	6,093	86.7
1960	824	4,812	5,636	85.4
Total	6,414	39,165	45,579	85.9

SOURCE: Immigration and Naturalization Service (1950-1960).

通達1067号が出されて、被占領国人と親しく交わる事は制限されたが、8月オーストリア、10月ドイツと解除され、46年12月までに2500人の米国軍人がドイツ人と結婚した。この結婚は、彼らが海外での軍務を終了する30日前にならないと許可されなかった。

アジアからの戦争花嫁は前述した移民排斥法の修正を踏まえて成立したマッカラン・ウォルター法の成立の影響が多であった。47年から75年の間に16万5千人がアジアの戦争花嫁としてアメリカに来たが、最多は日本女性で6万6千人である。韓国の作家が韓国の戦争花嫁の生活を、白人にも韓国系にも受け入れられず、英語が堪能でない分夫に過度に依存しなければならず、孤立感と抑うつ感にさいなまれ、また、基地での生活は孤立感を高めるが、それでも、自国に帰るよりは合衆国にとどまる事を選ぶと記述している¹⁵⁾。

日本人妻については記述されていないが、言葉の障壁で過度に夫に依存せざるをえない日本人妻が暴力による虐待、夫の浮気や遺棄、英語が読めないことを良い事に離婚申請書にサインさせられて離婚になり、自殺したり、暴行を受けたり殺されたりした話をインタビュー中に3件聞いた。この特別立法のため、64年の移民法改正までの米国入国日本人の男女比の差は大きかった。表2に示す¹⁶⁾。

3章 ハワイオアフ島在住の軍人妻

1 調査対象者と調査方法

対象者を探し調査協力を取り付けるのが大変であった。研究会のメンバーから3名、日本を出発する時知人の姉を紹介されており、お会いして話を聞いていたら対象者であったため、友人を1名連れてきてもらった。次に日系人の集る所ということで、各種寺院を回ったが、既成の寺院は戦前からの来住者が多く、戦争花嫁はほとんどいないということであった。宗教に関連している対象者は、新興宗教系列が多く、日本のS学会やアメリカでのキリスト教も新興系列であった。S学会へは、知人を介してアプローチしたが、調査まではできなかった。対象者の友人をたどり、4名協力してもらい、個人的なついでで得られた対象者は9名、全員、教育勅語の旧教育制度で教育を受けた時期を持つ世代であった。以下旧世代層と記す。

ハワイの日系新聞¹⁷⁾を通じて、カネオへの海兵隊¹⁸⁾基地に日本人妻のための親睦を深めつつサポート機能も併せ持つグループ「桜の会」があることを帰国1ヶ月前に知り、リーダーの了解を取り付け、毎月1回第二木曜日基地内で行われる集会に出かけて行き、グループの人たちから調査協力を得て聞き取りを行った。このグループの調査のため9月再度ハワイに行った。1999年の時点では、10人のインタビューおよび補足アンケート調査ができた。この対象者はすべて、戦後の教育基本法の新教育制度で教育を受けた世代である。以下新世代層と記す。

対象者の生年には48年の差があり、ほぼ半世紀、祖母・母・孫世代の関係にある方々が調査対象者となっている。調査時点で夫が軍から退役していた方は11人、現役の方は8人であった。

調査の方法は、旧世代層と退役軍人の妻の方に対して、自宅訪問、レストランやPX内のファーストフード店などで当初のインタビュー項目について話を聞き、4、5人目にはインタビュー・パターンをつくりあげたが、子育てが終了している世代とカネオへ基地の生まれただけの子どもの小中学校児童を持つ母親では、関心の領域が異なる事に気づき、新たに調査項目に加えたのが子どもの言語教育への取組であった。インタビューの時間が不足した

表3 調査対象者の属性

生年	出生地	養育地	定位家族	人種・妻からみた年齢差	結婚年
1925	福島県		父12歳時死亡	日系・7歳下	1956
1927	大分県		父16歳時死亡	黒・同年	1956
1930	沖縄県	大阪府	5歳時養女	白・15歳上	1953
1933	福岡県	満州	出生時養女	白・3歳下	1950
1935	佐賀県		母16歳時死亡	白・1歳上	1971
1935	満州	長崎県	父10歳時死亡	白・5歳下	1965
1935	福岡県		母12歳時死亡	日系・5歳上・8歳下と再婚	1961・69
1936	長崎県		母8歳時死亡, 義母	白・6歳下・本人再婚	1968
1936	満州	福岡県	父大学受験前死亡	白・同年	1971
1953	沖縄県			白・20歳上・夫再婚	1983
1957	東京都			比系白・同年	1980
1962	東京都			白・4歳下	1988
1963	東京都			白・1歳下	1985
1963	沖縄県		出生後離婚・父方	白・1歳下・本人再婚	1990
1964	東京都			白・2歳上	1986
1967	沖縄県			白・10歳上	1994
1969	沖縄県			黒・同年	1989
1970	沖縄県			白・1歳下	1996
1973	愛知県			黒・3歳下	1997

注) 養育地空白の方は、県外移動なし。就職のため県外移動した方は旧世代で4人いる。
定位家族空白の方は特記すべきことのない方たちである。

ため、電話でのインタビューおよびデータの客観性を保つため郵送によるアンケート調査も行った。

調査項目は、結婚のプロセスと国際結婚の動機、就労、子どもの教育（言語）、老後の生活（親と自分）、定位及び生殖家族の状況と学歴である。

2 調査結果

調査対象者属性を表3に示す。

1) 結婚への動機と国際結婚を取り巻く社会背景
一覧表に示したように、旧世代層は戦後の生活困難も影響しているが、両親との縁が薄く、そのためか、家や定位家族に対して執着心の薄い人が多い。結婚により家を出られる事にむしろ救いを感じていた人もいた。また、満州帰りの今の言葉で言えば帰国子女の走りのようなタイプに、日本国外での生活に違和感がない、英語が使えることも含んだアメリカの文化や富へのあこがれなどの動機を語る人が多かった。結婚前全員が米軍基地及び関連施設（米軍人用バー）で働いている。

また、見合い結婚が主流で交通機関が未発達の時

代、アメリカは普通の日本人には遠い異国で、しかもつい昨日までは敵国であった国の軍人と結婚するとなると、大半の方が『2度と家に帰ってくるな』、『敵国人と結婚するなど恥知らず』などの言葉を投げつけられて勘当同然で結婚しているため、生涯の伴侶としてこの人という思いは強く、自己決定を突きつけられた結婚をしている¹⁹⁾。親の言うことを聞くのが娘の務めとされていた時代、このような行動が可能であったのは、家族要因として規範を遂行させる両親の不在が有利に機能している。又、情緒的にはたとえ日系の男性であっても女性に対する配慮などは男尊女卑の日本人男性に比べて数段と異なり、この心地よい態度も結婚に踏み切らせる動機となっている。1960年までに結婚した方は、当時の状況では、夫が日本の基地に再配属でもされない限り、故国の土地を踏む事は生涯ないであろうという覚悟は全員がしていた。

同様に、戦争花嫁の受け入れ基地でもあったハワイオアフ島での日系人の受けとめ方には、世代間の差があった。第100歩兵大隊等、2・3世はアメリカ

国民として戦ったが、1章で先述した前史を背負った1世はひそかに日本の勝利を確信・祈念する方たちが多く²⁰⁾、アメリカの属州であるため表立った差別はなかったが、送り出す当時の日本国民と同じ感情を抱く人も多数いた。若い日本女性が挙げて来島し、同胞の人口が増加すると表向きは華やいだ歓迎をする一方で複雑な思いをする人も多く、夫側の家族の反感は日系米人が一番複雑であった。

戦後生まれのグループは、このような家族の不遇も含んだ敗戦の痛みを背負っている方はいないが、1971年まで米国の統治が続いた沖縄県では、基地の存在そのものの意味が他県とは異なり、結婚時に見せる親の感情は、反米・知米で大きく異なっている。結婚へのプロセスで共通して言えるパターンは英語が大好き、アメリカ文化への憧れから、米軍基地のオープン時に遊びに行き、そこで親しくなり結婚と言うパターンが大半である。2名は留学中に知り合った米人が軍人であったと言うケースも入れている。

反米派以外の親も一応反対するが、それは娘の決意の固さや国際結婚に耐えられるかと言う不安からで、本人の意志が固ければ旧世代のような反対はない。帰米した婚約者と1年間離れ離れで生活して関係が続いたら親が了承1ケース、文通を3年間行い互いの意志を確認したケースもある。親が反米派のケースも、本人が国際結婚を決意する時、同じケースで幸せに暮らしている県内親族がだれかいるため、説得されて結婚2年後に認められたりしている。妊娠して大急ぎの結婚の場合、突然の国際結婚に親の反発が強く、相手方の両親が結婚式だけでもと式を挙げさせた、子どもができたという事などが関係を修復させ、孫のためにプレゼントするわが国の平均的な親子関係になっている。

2) 家庭と仕事

旧世代層で結婚前に働いていない人はいない。結婚後も子どもの状況や夫の軍隊での地位も関連するが、ボランティア活動や就労をしている人が多い。旧世代で結婚後専業主婦に専念している人は9人中1人で他の8人は、日本語学校の教師(女学校卒・戦時中でも英語教育を受けている)を除くと日本人観光客相手の飲食店やみやげ物店、観光ツアーコンダクターなど、ホノルル市ならではの職業に従事している。

ケース1: アメリカだから旧世代層の女性でも得られた職業地位であるが、夫は性別役割分業の考え方で、家庭生活がおろそかになったため、マネジメントの仕事を辞めたケースがある。帰宅が2時3時になり、それでも朝ご飯は作って家族全員を送り出し、午前中仮眠して仕事に行く毎日であった。各種資格を取得し、それがためにマネージャーになれたわけで、高卒で英語の読み書きもできる。この間4回交通事故を起こしたが、幸い大事にいたらずに済み、事故を起こした時だけゆっくり休む生活を13年間続けた。最後は夫婦関係も険悪になり、家庭崩壊か仕事を辞めるかとなり、辞めて現在有名ホテルの花活けを仕事にしている。昼間で終わる仕事なのと好きな事なので楽しく働けるということである。

敗戦や父親の死で裕福な生活から苦しい生活になり、基地や基地関連の仕事に就労した旧世代層は経済的自立志向が強い。ケース1のように仕事の面白さに目覚めて男性であれば過労死寸前まで働いたであろうが、職場はジェンダーフリーでも、家庭では性別役割分業を強要され、本人もその規範を受容していたため方向転換した。この旧世代層は、シャドウワークと異なる社会的な労働の持つ価値への認識や経済的に自由である事を体験化しており、この体験は彼女たちのライフスタイルを決定付けている。対する新世代層は、専業主婦志向の強い人と、仕事とボランティアを組み込んだ人生を志向する人とはっきり別れている。

わが国の女性労働は、旧世代にあっては大半が家業の手伝い人であり間接的には社会的労働の担い手であった。当時は、家事・育児に専念すればよい中流階層サラリーマンの専業主婦は、女性の結婚願望の対象であった。産業構造の転換とともに皆中流意識が持てだした70年代以降、団塊の世代の女性から専業主婦層の大衆化時代が到来した。

新世代層も、学歴と生年により2グループに分かれる。四大卒あるいは米留学女性は旧世代と同様にボランティア活動も含めた社会的活動への参加意欲が高い。ただし、就労に関しては何でも良いから働くと言うよりは少しでも専門性のある高収入の仕事への意欲が強く、英語力を高めたり資格を取ったりと、子育てで専業主婦をしながらも次のステップを考えて行動している。このような志向を持っている

人の生年は20歳時、専業主婦化が始まった70年代およびバブルがはじけた90年代の層に多い。生年・学歴ともに専業主婦層に該当する方で、結婚後も結婚前同様に仕事があれば飲食店や居酒屋で働いている方は、家庭的な境遇が旧世代と良く似ており（生母を知らず、父方の祖母宅と再婚した父の家庭を往復しながら成長した）、子連れ再婚をした方である。経済的な自立志向が強い。

専業主婦層の志向を持っている人たちは、子育ては母親でと言う育児観がサラリーマン世帯の増加とともに進行していった時代に育てられている。中には、旧世代同様にハワイの日本人観光客全盛時代にツアーコンをしていたのが夫の転勤で辞めた方もいる。積極的な専業主婦層というよりは、夫の転勤・移動で職を得にくい。2、3年おきに世界中の米軍基地を移動するため夫婦ともに親族のネットワークの直接援助が受けにくい状態で、外国語で夫と会話をして生活をし、外国語で学習させられる子どもを育てるという点で、国内の専業主婦とは立場が異なる。国際結婚を継続していだけでも、半ば民間の外交官をしているようなもので、就労する余裕がもてない事も加味して分析する必要がある。

3) 夫婦関係

19人中夫婦ともに初婚は15組、夫再婚1組、妻再婚3組である。うち1組は、日系人と結婚し最初に結婚した夫がベトナム戦争で戦死し、今さら帰国してもと夫の家族に引き止められて、8歳年下の夫の弟と再婚したケースである。

日本人と結婚していないため、文化の差による違いは当然であるが、とりわけコミュニケーションと感情の表現方法の違いを意識させられている。たとえば日系人と結婚しても、バナナ（皮は黄色でも中身は白・白人に同化した日本人）と言う言葉が良く使われるが、日本人同士の言葉を介さないコミュニケーションは成立せず、異口同音に19名から出された違いは、全て言葉にしないとわかってもらえないと言う点であった。日本では「女のくせに」と排斥される自己主張・表現をしなければ自分が保てない事を学習すると、子どもの言葉の学習も、単に学校での勉強の手段だけではなく、人生に関わらせたライフスタイルの問題として理解される。

夫の家族との関係では、米国人といっても夫の出

自や世代により多様化している。

日系家族は1960年代の弟との再婚など、旧世代層の結婚では戦前の日本家族慣行が残存しているが、日系の方が純粋に日本の家制度的な考え方が残っており、もう一人日系と結婚した方も、結婚から恋愛結婚ということで相手方の家族に反対され、結婚しても同居を強いられ、家業の手伝いや義理の父母だけではなく未婚の兄弟姉妹の家事も手伝われ、ついに夫も同意して親と別居に踏み切り、結婚生活で夫が一番感謝している事と述べている。当時の日本の夫は妻が嫁として扱われることに同意するが、2、3世になる夫世代はアメリカナイズされて同意しないが、親世代の方は明治時代の嫁・姑感覚であると言うのが昭和1桁出生世代日本女性の印象である。

フィリピン系の夫の家族は親族のきずなが強い。

新世代層の結婚相手の夫は、米国の家族解体が問題になり始めた70年代に成長しているため、夫の定位家族は、親の離婚・再婚ケースが多く、親族関係が複雑である。親族主として夫の両親（夫にとってはどちらかが義理関係である事が多い）に対して日本的な発想で丁寧につき合い、夫以上に親密な関係を築き上げる人もいれば、あまりの複雑さにどのような関係を結んで良いかわからず、距離的にも遠く離れている事が多いため、当たらず触らずの付き合いをしている人もいる。夫の両親とは面識がないと言う人もいた。同世代の日本人にとってはまれなケース2件をあげる。ケース2：夫が実母13歳時のこどもで籍を祖母の子として届けており、その後別々の結婚をした実親自体の年齢が30代半ばで頼れる関係ではない。祖母の方もいずれ介護など自分たち夫婦にかかってくるであろう。ケース3：8人兄弟の末っ子である夫が6歳児の時両親離婚。以後再婚するまでシングルマザーで8人の兄弟姉妹を育て上げる。うち4人が本人や家族にトラブルをかかえ、刑務所を行き来している兄、ドラッグ中毒の兄、虐待夫の借金を抱え込まれたまま離婚した姉、生活扶助を受けて生活しているシングルマザーの姉である。人並みの生活をしているのは軍隊に入った兄と夫だけであり、夫が自分に内緒で身内に送金しているが見過している。夫の家族に会った時心暖まるものを感じたから。いずれのケースも、生家とあまりにも異なった夫方の親族の生活感覚を受容し楽しんでい

ますとコメントしてあった。

4) 子どもの教育

子どもの国籍は米国で出生した子は、母親が米国の市民権を取得していない場合は日米双方の国籍を取得できる。ただし20歳～22歳時にいずれかの国籍を放棄させられる。日本で生まれた場合は、日本国籍だけとなる。同じ夫婦の子どもであっても、出生国により兄弟姉妹間で国籍状況が異なっている。

言語教育は大半が英語中心である。旧世代層に、自分の両親と話せる程度には日本語ができるようにと言う意識が強いが、実際には英語力がないと進学もできず、日本語の学習は二の次になる。又、新世代層は本人が英語を習得しようと言う意気込みが強く夫も英語で話すため、日本語を使った事はないと言う方が大半であった。課外授業で日本語教育を子どもが受けたりして初めて日本語も教えておけばよかったという考えになったり、今回の調査の質問項目にしたため意識された方が多く、日本の基地に配属が決まった方からは、基地内のアメリカンスクールで教育を受けるが、自分の両親とも会うし、少しは日本語を教えようと思うと自分の考えを言われる方もあった。継続的に長期間例えば夏休み等、日本に滞在する子どもはある程度日本語を理解しているが、それでも自由に話せるレベルではなく、語られている事が少しわかる程度であった。

親子関係も夫婦関係同様、言葉によるコミュニケーションの大切さが大半の意見であった。日本と違って子どもがこういうことを親に言っただけではいけないというタブーがないため、何事もごまかさずに年齢相応の語りかけをしなければならない事に最初は困惑していたが、今はなんとやってくるかと意欲満々の方もおられた。子どもの教科書を使って親子で英語を勉強していますと言う回答も3人あった。

子育てについての共通意見は、かますぎる日本の親子関係が夫の育児観と異なることであった。新世代層の方の大半が、夫婦で協力して子育てできたことを子どもの成長のためにも、夫婦の互いの人間性の理解のためにも貴重な体験として高い評価を与えており、日本人との結婚では体験できなかった事として語られた。

5) 米軍人の妻の立場と国籍状況

他国での戦闘行為ができない日本の自衛隊とは異

なり、東西の冷戦構造、民族紛争、テロ対策と米軍は戦後も戦闘行為を世界各国で展開している。19人の妻のうち、戦死者を出した方1人、同じくベトナムに派兵され、心配のあまり夫を説得して軍隊を退職してもらい、夫はハワイで軍の守衛に転職した方、湾岸戦争の時、一時軍隊をやめたが良い職が見つからず2年後軍隊に入隊した方、また離婚にこりて同棲していた相手が出兵時求婚してきて、死んだら軍の遺族年金だけではなく多額の民間保険金も下りると言われて自分の子どもを連れて再婚した方と、戦争を契機に様々な人生が展開された。

国籍状況は、19人中12人が米国永住権と日本国籍者で、不明7人であった。不明はアンケート未記入者及びヒアリングのさい、時間切れで聞けなかった人数である。日本の国籍を離脱する事にためらいが強く、理由として全員日本人である事への誇りとアイデンティティをあげている。市民権取得を考えている方は自分名義の財産や将来の遺産相続に備えるためである。

まとめと課題

1 旧世代層と新世代層で社会的な背景が異なるとはいえ、生育家族での差が歴然としているが、偶然の差なのか一般性があるのか検証の必要性がある。

2 いわゆる戦争花嫁の存在が目立った理由は、移民法改正前の戦後に大量に米国に来たこと他に、従来の移民集団の属性がある程度均一化されていたのに対して、多様性に富んでいたことがあげられる²¹⁾。

3 日本人妻の所属階層や出身地の多様性はあっても、女性である属性は共通していた。勝利国あるいは世界を軍事・政治・経済的にリードしている国の男性と結婚した女性と言う事で、日本人の米国に対する偏見と、女性差別の二重の偏見の構造がある。この米軍人の日本人妻に関する社会意識に対して、当人がどのように認識し、かつ同意ないしは対抗していくのかという詳細な調査が行われれば、新たな価値観やアイデンティティの生成過程を分析することができる。

4 生殖家族を分析する時、夫の軍隊での地位が家族生活及び妻に及ぼす影響についての要因も必要

とされる。

5 伝統的な性別役割分業が根強く残存する日本国内と異なるアメリカでの職業体験や家族生活についてジェンダー論の視点を入れた分析が必要とされる。

注

- 1) 社会学科長の Kiyoshi IKEDA 教授の授業を受けたが、教授には在外研究手続きでお世話になり、また調査のために知人である Joyce NAJITA 労使関係研究所所長をはじめ日系の教員5人と日本人留学院生2名の研究会を5月2日に開催していただいた。留学院生の英語に助けられながら調査の説明をして、様々な助言をいただいた。この時紹介された4人の対象者のうち3人にインタビューができ、調査の幸運なスタートをきることができたことを深謝している。授業で使用されたテキストは Joe R. Feagin & Clairece Booher Feagin eds., 1999, *Racial and Ethnic Relations sixth edition*, New Jersey: Prentice Hall. である。
- 2) この視点で、比較家族史学会36回研究大会（1999年10月23日於九州大学）で、モビリティと家族というテーマ報告者として「個人史と社会史（国策）の接点に見る家族意識の変容—炭鉱労働者、糸満系漁民、ダム離村者、ハワイの軍人花嫁—」、また2001年10月17日第1回学科内社会福祉教育研究会において、ハワイ研修報告を行った。なお、テーマ報告は2004年度中に『シリーズ比較家族史 モビリティと家族』として早稲田大学出版から刊行される予定である。
- 3) 桑井照子『外国人をめぐる社会史—近代アメリカと日本人移民』雄山閣 1995。
- 4) 桑井照子 同上書 13頁。
- 5) 野村達郎『「民族」で読むアメリカ』講談社現代新書 1099 1992。
- 6) 桑井照子 前掲書 13頁。
- 7) 野入直美「沖縄におけるアメラジアン你的生活権保障—国際恋愛・結婚法律相談の事例を中心に—」『沖縄におけるアメラジアンの生活権・教育権保障』科研報告書課題番号12871024研究代表者野入直美（琉球大学法文学部助教授）2003。
- 8) 森田 榮『布哇日本人発展史』米領布哇縣オアフ島ワイパフ眞榮館1916 130-169頁。本稿では「(明治)元年者」の移民から1908年までの経過は、この著書のみでまとめた。この間のわが国の外交政策あるいは政党資金源・砂糖プランテーション企業としての移民利用、さらには民営化された移民事業の実態などについては省略している。日清戦争後に成立した移民保護法に移民運送船の章が追加されたのは日露戦争後であるが、移民運送船のキャパシティとコスト維持に対応して移民が創出され、かつ移民国の拡大がなされた側面も移民史を考える時見過ごせない事実である。山田勉生『船に見る日本人移民史—笠戸丸からクルーズ客船へ』中公新書1441 1998。
- 9) 桑井照子 前掲書 175-184頁
- 10) 中嶋弓子 『ハワイ・さまよえる楽園—民族と国家の衝突』東京書籍1993 175-176頁。
- 11) 桑井照子 前掲書 125-127頁。中嶋弓子 前掲書 163-165頁。
- 12) 写真婚とは、単身で渡米し郷里に帰る時間もない男性のために双方が写真を取りかわして結婚する事で、当時は親が決めた結婚をする慣行もあったため、日本人は奇異には思わなかったが、アメリカ人からは人身売買に見られた。この写真婚は日系人の定住化・人口増の契機となった。1891-1942年までの米国における日系人の出入国変動を分析した図表の中で、1900-1920年を写真婚花嫁 (picture brides) の入国期と位置づけている論文もある。Setsuko Matsunaga Nishi, 1995, "Japanese Americans," Pyong Gap Min ed., *Asian Americans: Contemporary Trends and Issues*, Sage Publications, 99.
- 13) Setsuko Matsunaga Nishi, 1995, op. cit., 109.
- 14) Joan Ferrante & Prince Brown Jr. eds., 1998, *The Social Construction of Race and Ethnicity in the United States* Longman, 113.
- 15) 戦争花嫁法に関するここまでの記述は、以下の要約である。John Quinn Imholte, 1999, "War brides," Carl L. Bankston III ed., *Encyclopedia of Family Life*, Vol.5, U.S.A.: Salem Press, Inc., 1350-1352.
- 16) Setsuko Matsunaga Nishi, op. cit. 100.
- 17) 「米軍基地内でボランティア活動—若い日本人妻に援助の手」Hawaii Pacific Press, Feb. 1, 1999. 9. 1996年の基地内での日本人妻の自殺が会結成の契機となった。
- 18) 海兵隊は1775年に創立されたが、ハワイに海兵隊の基地ができたのは1908年であった。野中郁次郎『アメリカ海兵隊—非営利型組織の自己管理』中公新書1272 1995
- 19) 竹下修子『国際結婚の社会学』学文社 2000 96-110頁。
- 20) 鳥越皓之『沖縄ハワイ移民一世の記録』中公新書901 1988 127頁。
- 21) Evelyn Nakano Glenn, 1986, *Issei, Nissei, War Bride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*, Philadelphia: Temple University Press, 58-59.